OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「障害文化」の教育的意義-当事者の視点と人権教育の架橋のために-
Author(s)	松波, めぐみ
Citation	大阪大学教育学年報. 2003, 8, p. 51-64
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/11173
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大阪大学教育学年報 第8号（2003年）
Annals of Educational Studies Vol .8

「障害文化」の教育的意義
—当事者の視点と人権教育の架橋のために—

松 波 めぐみ

【要旨】

人権課題を設定する際にマイノリティ当事者が発展させてきた視点は不可欠であるが、障害者問題に関する人権教育においては当事者の視点が十分に反映されていなかった。本論では「当事者の視点」と人権教育を架橋するため、障害学の文脈における「障害文化論」に注目し、検証軸の抽出を試みる。

障害文化論とは、ろう文化運動や自立生活運動における「障害を肯定する」志向の影響を受けて展開され、障害者集団が育んできた価値観や生活文化を再評価するとともに、主流社会の健常者中心主義的なあり方が障害者の生を抑圧していることを批判し、主流文化の相対化を促す主張である。

障害文化論に照らすと、従来の人権教育には健常者中心主義を相対化する視点を欠いていた。障害文化論は、障害者の経験や視点を経由して、自明とされていたこの社会の構成原理やあり方、つまりマジョリティ中心の「文化」のありようを変革するヒントを提供しており、それ自体が「教育的」と言える。

仮説的に検証軸を挙げた。①問題設定が「障害の個人モデル」「医療モデル」でないか、②健常者に都合のよい障害者像でないか、③「健常者中心主義」に気づく契機の有無、④障害者運動が築いてきた価値の反映、⑤多様な当事者の生とリアリティの尊重、以上である。

はじめに

社会的にマイノリティである人々の生活世界や価値観と、公教育あるいは行政との間には相当な距離がある。かれらの抱える問題が、「教育、学習、啓発」を通じて広く児童生徒や一般市民に理解されるべきだとされるのは、ただ彼らが「少数だから」ではない。その課題が社会において解決すべき人権課題だと認められるからだ。その背景には、部落問題がそうであったように、被差別当事者の立ち上がりと、課題を社会化する過程が見出されよう。

当然のことを最初に述べたのは、人権教育の課題を設定する際に当事者側からの「課題の社会化」が重要であることを確認したかったからだ。「何が課題であり、どういう視点を持つべきか」を規定する際に、マイノリティ当事者の視点は不可欠であるはずだが、実際はどうか。当事者が切り開いてきた視点や社会に対する主張が人権教育の内容に適切に反映されず、むしろそこに現実の社会構造や力関係——マイノリティ集団間、集団内のそれを含め——がそのまま反映されてしまっているのではないか。当事者の視点の欠落には、ただ「厳しい状況が無視される」ことに限らず、歪められて表象されることも含まれよう。筆者は障害当事者運動の一端に関わってきた者として、従来の人権教育・啓発における「障害者問題」は、障害当事者が発展させてきた視点を十分に反映していないという問題意識を持っている*[1)]。

現在必要なことは「当事者の視点」と人権教育を架橋するための理論構築であろう。本稿では、障害当事者運動や、日々の生活を含む実践の中で築かれてきた「当事者の視点」を反映するものとして、「障害学Disability Studies」を理論枠組みとして採用し、その中でも「障害文化論」とよばれる議論に注目する。それは、その議論の中に、当事者の視点から社会を批判的に見て新しい価値をつくりだすための知恵があると思われるからだ。本稿では、障害者に関わる人権教育実践を検討するための検証軸の抽出を試みる。

本稿の構成としては、まず当事者の視点からの「知の運動」である障害学の概要を述べる。次に「障害文化論」を文脈に留意しつつ展開し、その教育的意義をまとめる。最後に、当事者の経験を生かした人権教育のための検証軸を仮説的に提示する。

1.「当事者の学」としての障害学

1－1 障害学とは

障害学は次のように定義される。「障害、障害者を社会、文化の視点から考え直し、従来の『障害者すなわち医療、リハビリテーション、社会福祉、特殊教育の対象』といった『枠』から障害、障害者を解放する試み」（石川・長瀬、1999:11）。つまり障害学とは、従来「治療、援助、理解の対象」と見られがちであった障害者自身の経験や視点から、学問を含む社会のあり方を見直す思想であり、学際的な「知の運動」とも言われている。なぜこのような学問がたちあげられたのかは、以下に述べる背景をぬきには理解されにくいものである。2章の前提を示すためにも、簡単に述べておく。

1－2 障害学誕生の背景 ――障害当事者運動の転換――

今日「障害者」と呼ばれる条件をもつ人への忌避感や排除は長い歴史をもつが、障害者やその家族に付与されたスティグマ、社会関係の遮断、教育機会や労働からの疎外といった社会的要因ゆえに、障害当事者運動が誕生するのは相対的に遅かった。現在につながる流れの基点として、1960年代後半から70年代に明確な区切りが認められる。米国の黒人の公民権運動や女性解放運動をはじめ様々な社会運動が生起し影響を及ぼしあっていた時期に、世界各地で新しい型の障害者運動が誕生した。特筆すべきものに米国の自立生活運動、日本の脳性マヒ者による「青い芝の会」等がある。これらに共通する方向性は、障害者に対する社会の排除を問題化し、変わるべきは障害者個人でなく社会の側であると主張したことである。また、重度障害者が介護を得て地域で暮らしていく「自立生活」の実践が出現した。こうした展開は、それ以前の運動の目標が――以後も「主流」の運動はそうなのだが――給付金獲得や施設整備など「福祉の拡充」であったことと対照的である。また従来は親や専門家が運動の中心になりがちであったのに対し、障害者自身こそが変化の主体であると主張され、当事者主体の運動や当事者の自助活動が盛んになった。この時期のもう一つの重要な転換として、否定的な障害者観は障害者自身にも内面化されていることが気づかれ――これを真摯に追求したのが日本の「青い芝の会」の横塚晃一であった（2－3参照）――、「肯定的な障害者アイデンティティ」の追求が始められたことを挙げておく。彼らは健常者中心社会への告発にとどまらず、障害をもつ自己への嫌悪と向き合い、障害者どうしの相互承認や社会運動を通して、自らに与えられた否定的な意味づけを自ら書き換えていった。

障害学の起源も1970年代に遡る。英国の当事者運動である反隔離身体障害者連盟は「障害者に配慮しない社会環境を変えれば『障害』は取り除かれる」と主張した。自らも障害者であるヴィク・フィンケルシュタインが運動の主張を初めて理論化し、75年にオープンユニバーシティで社会的視点から「地域社会での障害者」というコースを開講したのが英国障害学の源流とされる。以降、国内外の障害者運動の進展とともに理論化も進み、「学」として位置づけられていった。その背景には他のマイノリティの権利獲得運動とアイデンティティポリティクスの展開にともなって誕生したエスニックスタディーズ、女性学、レズビアン／ゲイスタディーズなど他の「当事者の学」の発展があった。障害学が制度化をみるのは1980年代以降の英米においてだが、もともと1970年代の「障害者解放運動」以来の運動の蓄積がある日本でも近年、障害学への関心が高まり、1999年に初の論集（石川・長瀬、1999）が出て以降、活発な動きが進行中である。

1－3 「障害の社会モデル」 ―問題を社会化する―

学問分野を横断する障害学は多様な議論を含むものであるが、基本概念として共有されているのが「障害の社会モデル」である。これは端的に言えば、障害者が困難に直面するのは「身体に障害があるから」ではなく「社会に不備があるから」であるとし、多様な障害をもつ人がいることを考慮せずに形成され営まれている社会システムこそが『障害＝disability：社会的障壁』をつくっているという主張である。*2)

「障害の社会モデル」は「個人モデル」「医療モデル」という二つのモデルへのオルタナティブである。まず「障害の個人モデル」は障害者が抱える困難は個人の責任で「克服」されるべきとするものだ。対する社会モデルは、困難の解決は社会の責任であることを明確に主張する。もう一つの「障害の医療モデル」は、問題の焦点を『障害＝impairment：身体の損傷』に置き、問題解決の手段を第一義的に医療におくものである。これに対して、社会モデルは問題の焦点を『（社会がつくる）障害＝disability』におき、障害

者の生における医療の位置を相対化する。社会モデルがこれらを批判はするのは、そうしたモデルに基づく常識的な障害者観こそが、障害者を無力化する（disabling）政策や健常者のまなざしを強化し、障害当事者の尊厳や意味ある生活を奪ってきたからにほかならない。

この「障害の社会モデル」は「権利」と親和的な概念である。なぜなら「社会モデル」は、個々の障害者が直面する問題を徹底して社会の文脈で捉えていく思想であり、行政交渉のような運動の具体的場面で使える武器でもあったからだ。交通アクセス改善にしろ、教育や就労の権利を求めるにせよ、個人の努力や周囲の配慮に頼るのではなく、社会の側の責任として解決すべきだと運動は主張してきたし、その認識を社会に広めようともしてきた。

1－4　障害学という学問と「障害の社会モデル」

障害者は社会福祉学、医学、リハビリテーション学などの分野で研究されてきたが、それら既存の学問の一部は障害者の主体性を奪い、障害者の「生」に抑圧的な働きをしてきた。それどころか現行の社会状況や権力関係を正当化する役割をも果たしてもきた。だからこそ、学問というフィールドでも「当事者の視点からの批判とオルタナティブの提示」が要請され、障害「学」が登場したである。むろん既存の学問にあっても障害学的な問題意識を持つ者もいるが、そこで必ず言及されるのが「障害の社会モデル」である（Barnes et al,1999；倉本、2000）。社会モデルは、ある障害研究が「障害学であるか否か」を分かつ試金石なのである。

1－5　人権教育・啓発に対する障害学の有効性

本稿で障害学を理論枠組みとするのは、障害当事者運動——それは「生きていくこと」を一日たりとも疎かにできない緊張感の中で現実課題に取り組みつつ、尊厳や価値の問題にも向き合ってきた運動である——の到達点を反映し、課題を継承しているものと認められるからである。いわば障害者の生活と運動の「知恵の結晶」ということができ、当事者の視点から社会観や人間観、さらには人権観を見直す示唆に富んでいる。障害学の議論の中でも、次に示す「障害文化論」はとりわけ、人権教育（あるいは多文化教育）との接点をあらわすものと思われる。

2．障害文化論の系譜

この章では、障害学の文脈における「障害文化」*3)と呼ばれる概念に着目していく。障害文化論に注目する理由は、「平等」「共生」といった普遍的概念だけではとりこぼされる課題にも目配りをするとともに、「障害当事者の視点」とはどういうことなのか、健常者は何を問われているのかを具体的に学ぶ手がかりとなると考えるからである。本章は「障害文化」に関わる議論を系譜を追って検討するが、その際、それが主張された文脈や動機に注意する。

2－1　障害文化論の外枠

「障害文化」の意味は論者と文脈により異なるため全体を包含する定義は不可能であるが、倉本（2000:90-97）に倣って三つの要素からなる「文化」の定義を示しておこう。まず、「慣習化された行為・行動様式」としての文化である。意識せずとも慣習的にとられている行動パターンや動作・くせ、生活様式等を指す。次に「ルールや価値観としての文化」である。ここには信念や美意識も「役割期待」等も含まれる。最後が、最も一般的なものであるが、道具や技術、芸術作品等の「生産物」としての文化である。本文で紹介する論考では、重点の違いこそあれ三者が不可分に絡み合った「文化」像がベースになっている。

検討対象としては、日本の「障害学」をめぐる動きが出現し「障害文化」が論じられ始めてから一定の決着をみるまでの、1995年頃から2000年までの議論を取り上げる。ここで取り上げる論者らは、障害者運動史や先駆的な障害研究を含めた前提を共有している上、互いに意見交流しうる位置にあることからも、一連の議論として考えることができる。

2－2 障害文化論の前提

2－2－1 ろう文化運動のインパクト

1980年代に米国で起こり拡大した動きに「ろう文化運動」がある。これは、ろう者が自らを「聴覚障害者」ではなく、「手話という言語を話す言語・文化集団」として位置づけ、「ろう文化」の存在を聴者に向かって宣言し、その尊重を求めていった運動である。日本でこの動きが顕在化したのは95年に木村晴美らが雑誌「現代思想」誌上で発表した「ろう文化宣言」（木村・市田、1995）を契機としてである。この「宣言」は「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す言語的少数者である」という一文で始まり、「ろう者自身も自信と誇りを取り戻しつつある」と言い、最後は、ろう者と聴者が「近い将来、対等な立場で向き合うことのできる日が必ず来ると私たちは確信している」と結ばれている。

「ろう文化」の背景をおさえておこう。ろう文化論者は、ろう者の歴史を「植民地」になぞらえることがある*4)。これは、専門家がろう者のありようを一方的に規定し、「聴者に近づくこと」を良しとする価値観の下で教育や医療や施策――それはしばしば、ろう者の利益に反するものだった――が行われてきたことを指す。聴者に伝えられる「聴覚障害者の声」は、聴者と価値観を共有できる中途失聴者や、口話に長けた難聴者のそれであることが多く、「聴者は普通のろう者の姿を知らないまま」だったのである（金澤、1998:45-46）。ろう文化宣言がろう者の間に「やむことのない」支持を得たのは、それが聴者の誤解を正すものであったと同時に、自分達の日常の姿が肯定的に語られていたためと考えられる。「宣言」が謳う「自信と誇り」は、多数派（聴者）社会に承認を求めるものであると同時に、ろう者が自己のありのままの姿に自信を持っていくことをも意味していた。

「ろう文化宣言」は、ろう者以外の障害者に自身の集団について考える契機を提供した。「宣言」は障害を文化として捉える試みを一挙に促進させたのである。

2－2－2 「障害文化」の海外事情

海外の「障害文化」の議論を長瀬（1996, 1998）が紹介したことも、後の議論に影響を与えた。まず米国では84年頃から障害文化の議論が始まったが、顕著な動きにスティーブン・ブラウンを旗手とする「障害文化運動」がある。ブラウンは94年に「世界中の障害者の歴史、活動、文化的アイデンティティに誇りをもつこと」を目的とする活動を始めた。長瀬は、こうした思想は日本の障害者運動にも既にあったとして、70年代の「青い芝」の運動や自立生活運動における「障害を一つのかけがえのない個性として受け入れ、ありのままの自分をまるごと肯定する生き方」（岡原・立岩、1990:160）を志向する世界と重なるものだと指摘した（長瀬、1998:205-207）。また米国で異文化コミュニケーションを専攻する岩隈によると、元は人種、民族集団間を前提としていたこの部門でも、障害者と健常者のコミュニケーションを主題とした研究が増えている。「ろう者だけでなく、他の障害者たちも自分たちの共通性に目覚め始めた」（岩隈、1998:193-196）ということだ。一方、「障害の社会モデル」を産んだ英国でも、モリスが、障害文化は「正常であるふりをするように仕向ける圧力を認知するのを可能にし」、「我々の自分自身に対する偏見、そして非障害者の文化がもつ偏見に挑戦する」と考えている（Morris, 1991:37）ことが紹介された。

2－3．先駆的な議論

ここでは日本における障害文化論の先導的役割を果たした二人の提起を概観する。

2－3－1 杉野昭博の「障害の文化」論 ――「共生」の陥穽を照射する――

盲学校勤務の経験があり、人類学から転じて社会政策を専門とする杉野は、早くから盲文化に着目していたが、海外事情も摂取した後、「『障害の文化』と『共生』の課題」と題した論文（杉野、1997）を文化人類学の分野で発表した。これは「障害文化」に関する日本初の本格的論考として大きな影響を与えた。

杉野はゴッフマンの逸脱論にヒントを得て、個々の障害者のアイデンティティ形成のありようとそれに伴う行動様式に注目し、それを「障害の文化」と呼んで三層に分類した。それが「名づけとしての障害、名づけに対する反作用、名のりとしての障害」である。*5)

まず、「名づけとしての障害」とは、「障害者役割のセット」である。障害者は主流社会から「障害」ラベルを貼り付けられた結果、おとなしく従順に、けなげに振舞うようにといった「役割期待」を内面化してしまい、それを実行に移す。これは健常者から一方的に規定されるものであり「従属文化」と言える。

次に「名づけに対する反作用」とは、先の「名づけ」に反発、抵抗するものである。「健常者のふりをして潜伏（パス）する」といった消極的な抵抗もあれば、一般社会が要求する「らしさ」への反発、施設における抵抗など、「対抗文化」と呼びうるものも含まれている（同:252-255）。そして最後の「名のりとしての障害」とは、健常者文化に規定される先の二者とは異なって、障害者集団の「固有文化」に着目する立場である。自ら障害者として「名のり」出て、積極的に障害アイデンティティを獲得しようとするものだ。健常者社会の圧力のもとで「名のり」を可能にするために大きな役割を果たしているのが「ピア・グループ」すなわち、同種の障害をもつ人々の集団である。障害者個人にとって、理屈や制度などの「正当化図式」よりも、むしろ仲間からの同意や承認などの「妥当性構造」こそが意味をもつ。自立生活運動のピアカウンセリングがまさにこうした場だ。つまり、専門家による評価や周囲の健常者による賞賛ではなく、障害者の仲間集団の中で育まれた価値観こそが、「名のり」を可能にする「文化」なのである（同:256）。

こうした「文化」観を展開した理由として杉野は、「障害者と健常者が同じ場所にいることによって諸々の問題が解決される」と言わんばかりの今日の「共生論」や「ノーマライゼーション政策」はあまりにも平板な「共生」観に基づいているという危惧を述べる。具体例として、健常者と同じ職場に働く強度弱視者のケースを挙げ、その人が極力「障害」が表面化しないよう振舞わざるをえない、つまり「名のり」を抑圧するようになる過程を記述した。つまり、障害者が健常者と同じ場所にいることによって即ち、障害者の生きづらさが解消されるわけではなく、そこに「文化の壁」がある。不可視化されていた障害者が社会の中で可視化するためには、自らの存在や特徴を「名のる」しかないが、それは障害者側に負担を強いる「文化闘争」でもあるのだ。

平板な「共生」概念の陥穽を指摘した杉野は、1970年代の「青い芝の会」の横塚晃一の思想を例に引いて、「障害の固有文化」に考察を進めた。横塚は、障害者が「闘う」相手は外なる健常者社会よりもむしろ「内なる健全者幻想」であると述べ、健全者へのあこがれを払拭して自ら障害者としてのアイデンティティを引き受けない限り、自己解放はないと語ったのである。このことから杉野は、「名のり」を可能にする固有文化とは「障害を肯定する文化」であるとした（同:270）。

2－3－2　「障害を肯定する文化」：長瀬修の提起

障害者の権利に関わる仕事に就いていた長瀬は、国連在任中の93年より「ろう文化」に接し、またオランダ留学中に「障害学」を知ったこと等から、「障害の文化」に関心を深めた（長瀬、1998）。長瀬は修士論文（Nagase,1995）の主題を当初「障害者の権利」にする予定であったが、徐々に「障害の文化」を強調する方向に軌道修正する。「障害者の権利と少なくとも同等、もしかすればそれ以上に重要なのは「障害者の文化の認知であると気づいた」というのだ（長瀬、1996）。そして「障害を持って、障害者として生きることを一つの生き方、文化としてはっきりと認めることが、権利の実現や環境整備と少なくとも同じだけ重要」だとして、米国の自立生活運動や「障害文化」に触れた後、日本での「青い芝」等の事例を挙げ、その共通性と普遍性を強調した。長瀬は、「障害者の文化を認めるという価値観の変化なしで社会環境の変革を進めることは困難」であり、「障害と共に生きる価値を認めることは、社会環境の変革に魂を入れる作業である」として、「障害による差異を祝福として受け止められる社会」を目指す必要性を述べた。ここには、杉野が言う「名のりの抑圧」への問題意識とも共通性がある。

2－4　「障害文化」の社会学的研究

ここまでの流れを受けて、1997年ごろから「障害」の社会的･文化的側面に焦点をあてた研究が出現する。これは「日本でも障害学を」という長瀬らの呼びかけと合流するものであった（山田、1998）。

2－4－1　「生活文化」研究の意義：ましこひでのりの提起

社会学は、障がい者*6)の「生活機会」には関心を向けても、「生活文化、生活世界」には関心を向けてこなかった。「障がい者の生活文化」は、知識社会学的に言えば「非障がい者には配分されていない知識」（ましこ、1998:6）であり、それを知ることは「地理的移動を伴わない文化衝撃」だという。

ましこは生活文化を「障がいによる、なかば必然的な要素（A）」と「周囲の非障がい者＝多数派社会がもたらす要素（B）」とに分けて考察した。Aの例としては、聴覚とは無縁な生活世界がもたらした手

話のように、個々の「障がい」ごとに多様に見出されるものである。

問題はBである。ましこはこんな例を挙げる。「重度身体障がい者ががあまり出あるかないという現実は、『公共輸送に依存せず、まちもあるかない』といった『独自の生活文化』があるから、ではない」。公共輸送機関が障壁を取り除く努力を重ねるなら、「予想をはるかにこえた数の障がい者がまちなかに登場するはず」だからだ。また、盲人の職業が一部職種に偏っているのは、その能力を有効活用しようとせず、保護・管理・排除の対象として扱ってきた近代社会全体の風潮が規定した「職業文化」にすぎないという。また、より見えにくいBの問題に、多数派社会が無自覚におしつけている規範や美意識がある。「障がい者は周囲の視線が要求するとおりのふるまいを身につけ」なければならないと思い込まされ、そのため多くの障がい者文化は、「多数派の秩序・規範・美意識」にかなり規定され、妥協を迫られている（同:8-11)。さらに障害者が「保護すべき幼児あつかい」を受けたり、「けなげに生きる」という禁欲主義を押し付けられる問題もある。そこでましこは、「多数派のまなざしが影響をあたえているらしい障がい者の生活文化には、きちんとしたメスを入れる必要」があると結論づけた（同:11)。

2－4－2　「文化」と「身体」：倉本智明の問題提起1

これまでの議論を引き継ぎ、卓抜した「文化」論を発表し始めたのが倉本智明である。ここでは、障害者文化と障害者身体との関係について着目した［倉本、1998, 2000］を取り上げる。

倉本は「障害者文化」をさしあたり、「感覚機能や精神活動をも含めた身体の形質・機能に関わって、他から分節され、「障害者」と名付けられた人びとが日々生きる文化」と定義しつつ（倉本、1998:31)、これがなんらかの一つの実体を指し表すものではないと念を押す。また、「民族文化」等と区別されるものとして「障害者文化」を特徴づけるならば、「身体というマテリアルな存在と密接に関連しながら構築される文化」という性格は見逃せない。むろん生活文化の全てが身体によって規定されるわけではないが、「身体と文化」の関係性は重要な要素であり続けるという（同:31-40)。さらにまた倉本は「障害者文化」の諸相を、「支配文化からの影響」という軸からも考察している。「支配文化が従うよう要求する規範・ルールの中には、障害者の身体とはきわめて相性の悪いものがあ」り、それに従わないことが「逸脱」として制裁の対象となる。少なくとも、制裁を予期してしまうがために、障害者が「自由な振る舞いを奪われ」うる現実があるという（倉本、2000:111)。

次に、支配文化のまなざしと身体という相矛盾する条件の下で、それでも障害者は自らの身体に合った方法を編み出していることが指摘される。例として「盲人女性の化粧」を挙げ、それは『苦肉の策』とも言えるが、れっきとした文化でもある（同:112）と倉本は言う。主流文化が隅々まで浸透した社会で日々暮らしている以上、同じ人でもある時はそれに抵抗し、ある時は妥協し、といった使い分けをするのは当たり前であり、それは実は誰もが行っているようなことだ。それら全てを含んで、障害者が日々生きる「ありよう」が「障害者文化」なのである。

倉本の「文化」観は先のましこと近く、多数派（健常者、晴眼者）社会の価値観を相対化する必要性を示した点でも共通している。ただ非障害者であるましこが「多数派の抑圧」に重点をおいているのに対し、自身が盲人である倉本は、その必要性を肯定しつつも、障害当事者の「身体の経験」記述する意味や、一括りに見られがちな個別の「障害者」内部の生活文化の多様性・多義性に注意を喚起している。

2－5.「差異派」文化運動の意義：倉本智明の問題提起2

引き続き倉本の論考を検討するが、少々頭の切り替えを要する。前節では「障害者の（生活）文化」に焦点を当てていたが、この節では「障害文化運動」、中でも「差異派」と呼ばれる動きを取り上げ、その意義を考察する。

2－5－1　障害文化運動とは

最初に、「障害文化」と「障害文化運動」の区別をしておこう。倉本によると、「障害（者）文化」が「現にそこにあるものとして観察される『文化』それ自体」であるのに対し、障害文化運動は「コミュニティの内外にむけられた集合行為としての『運動』」であり、「個々の障害者集団がこれまで『逸脱』とみなされてきたものを『文化』として相対化する、あるいはそのインパクトで支配文化の秩序の組み替えを図ろうとする」ものであるという。さらに言えば「当該集団に属する者にとって、自身が日々繰り返し行

っている行為に貼られた逸脱ラベルをひきはがし、積極的な意味を与えなおす作業」が障害文化運動だという。「文化運動」の中でも特に「差異派」と呼ばれるものを描きだしたのが、次の論考である。

2－5－2　「平等派」と「差異派」*7)

「異形のパラドックス」と題した論考（倉本、1999）で倉本は、身体障害者が「普通でない」と意味付けられた身体を持つことに正面から向き合った三つの実践を、「差異派」と名づけた。倉本はまず「差異派」が何に対するオルタナティブなのかを明確にするために、「平等派」障害者運動を対象化する。「平等派」とは、「市民としての平等」を達成すべく社会的障壁をなくしていく志向であり、倉本もその意義は否定しない。しかし、あえてそれに還元しえない問題にこだわり続ける一群の人びとの動きに、倉本は注意を喚起した。かれら「差異派」は、障害者身体のふるまいや身体ゆえの経験にこだわる。それは、いわば「障害の有無にかかわらず同じ人間」を常套句とする「平等派」の運動が無視してきたことだ。なぜなら違いの強調は、一般の「理解」を得るには不適と考えられているからである。だが差異派の主張は深い現実凝視から来ている。「同じ人間」という言葉の裏に何が隠されているのか。かれらは、いわば健常者が「見ないですませてきたこと」を白日の下に晒そうとするのである。

2－5－3　「差異派」としての青い芝、ドッグレッグス、態変

倉本は日本における「差異派」の実践として、活動内容も時代も異なる三つの例を挙げ、これらはいずれも「独自に支配文化への介入を試みる」実践であったとしている（同:221-244）。

倉本は「青い芝の会」の革新性の一つに、「『鏡に映る自身の姿への嫌悪』という、それまでなら個人的な文脈でしか語られてこなかった問題をとりあげたことを挙げる。「障害者である己を肯定し、誇りを取り戻し」、「自己定義の変容をめざす運動としての性格」を同会は持っていた。バスへの強行乗車や施設の占拠など、世間から「過激」と見られた直接行動にしても、「人様の迷惑にならぬよう、おとなしく従順に」生きることを強いられてきた当人らにとっては、「世間」にたてつくこと自体が一つの「文化革命」だったのかもしれないと倉本は言う（同:245）。

続く障害者レスラー集団「ドッグレッグス」は、肢体不自由の身体障害者をプロレスというおよそ「不適切」な舞台に登場させ、闘い傷つく障害者身体を観客の眼前に晒し、「毒」を振りまくことを通して、世間に流通する「健常者に心地よい」障害者像の「異化」に挑んだ（後述）。

三つ目が、金満里が主宰し、障害者の身体を前面に押し出した表現で知られる劇団「態変」である。結成当初の公演は健常者社会の欺瞞性を告発する性格を持っていたが、その後、障害者身体そのものの持つ表現力・芸術性が追求されるようになった（同:246-247）。

これらの実践に共通するのは、「障害者と健常者の間に穿たれた溝の底深さと、一方的な分割＝名付けを押しつける支配文化を脱構築する必要性の認識」であるという。障害者と健常者は「同じ」だと主張するのではなく、途方もなく深い溝があることを認識した上で、「差異」を顕わにし、障害者のあるべき姿を一方的に押しつけてくる主流文化（健常者文化）を脱構築する点に差異派の真骨頂があった。

2－5－4　「差異派」の現状認識と戦略：ドッグレッグスを例に

では「差異派」は現行の社会や主流文化をどう認識し、いかなる介入＝文化運動の戦略をたてるのか。ここでは「ドッグレッグス」を例にして、倉本の考察に注目したい。

倉本は障害者をめぐる現在の社会情勢を、「『ノーマライゼーション』や『共生』といった耳障りのいい言葉が社会にあふれる中、現実の障害者の存在はむしろ不可視化されている」と見る。「障害者」関連のテレビ番組や「人権啓発」、福祉イベントは確かに増えた。だが倉本に言わせれば、「メディアや学校教育をとおし、一方的で画一的な障害者イメージが流布される」一方、健常者の大半は、「彼ら彼女らの生の現実にふれる機会」をもたずにいる。障害者と深く接している者から見ると、メディアや教育の中の「障害者」像は、白々しさと苛立ちを感じさせるものでしかない。倉本が注目した「ドッグレッグス」発起人の北島もその一人であった。

「障害者への理解」や「交流」を謳うイベントに北島は不満を持つ。なぜならそこに足を運ぶのは、結局のところ障害者の家族や福祉施設職員、ボランティアといった「関係者」のみであり、演技がまずかろうと面白くなかろうと「予定調和的拍手が送られる」からだ。本来、障害者の厳しい現状や思いを伝えるべき一般客は不在だ。またそこで描かれるのは「清く正しい、ステレオタイプ」の障害者像に限られ、北

島が日常のつきあいを通して知る，多様で生々しい障害者の姿は皆無であった。なお、倉本は、この種のイベントについて、「障害者の現実を伝えるどころか、逆に、障害者の＜生＞とそのイメージを健常者にとって都合のいいものへと変形し再生産するための装置」（同:231）だと断じている。

北島が旗揚げした障害者プロレスでは、「障害者イコール福祉」という図式や、「善」なるイメージを払いのけ、観客に「後味の悪さ」や「心にまとわりついて離れない何か」を持ち帰ってもらうことをめざしていた。倉本は、この障害者プロレスという取り組みを「障害者という存在について深く考えることなしでも充分に成り立ってしまう大多数の健常者の日常に楔を打ち込み、異化する装置」であり、「差異の顕在化と加害性の自覚を人々に迫る戦略」であったと見る（同:232、246)。「差異派」に接した者は、「見慣れた風景」を、昨日と同じようにただ眺めているわけにはいかなくなる。つまりこの実践は、「主流文化」を自明視して疑わなかった人にその自覚と相対化を迫るという点で、まさに「文化運動」なのである。

2－6．「生の全体性」：石川准による総括

最後に、自ら全盲であり障害学の理論的主導者でもある石川准の論考を参照する（石川、1999, 2000a, 2000b)。石川は以上の議論すべてを了解した上で、アイデンティティに注目して論を展開している。

石川は障害者が「障害の克服か、障害の肯定か」どちらかの選択を迫られる言説構造を暴いた上で、障害者自身がテクノロジー等を用いて「方法を編み出す」ことを「同化主義」とは区別して再評価した。また、障害者個人が生きていく中で行う懸命の「努力」や工夫は「れっきとしたした文化」であるとし、問われるべきは、障害者に対して「あるべき」像を押しつけてくる健常者であることを描き出した。さらに「障害の肯定」という思想をも脱神秘化し、それが生身の障害者にドグマ的に作用する「罠」をも指摘した。「克服」の苦しさから逃れて「意味」を育むのも「文化」なら、「肯定」しきれずに具体的「方法」を編み出すのも「文化」であり、そのどれもが同じ人の人生の、生活の折々で、戦略として使い分けうるものである。そうした障害者の「生」の全体性の中に「障害の文化」があると石川は述べた。この主張は、健常者が「障害者の生の断片（「生の全体性」の反対）を切り取って」（石川、1999:74）表象することや、「純粋」といったオリエンタリズム的な「本来性の押しつけ」への鋭い警告ともなっている。

石川の「障害の文化」論は、障害者がその「身体」と「生」を客体化・断片化されることから解き放たれ、自らの手に取り戻すための理論であり具体的方法なのである。

2－7．「障害文化」の意味内容から見た分類

見てきたように、「障害文化」の定義や意味内容は論者と文脈により様々である。ここで意味内容を簡単に整理するならば、「ありよう」と「文化運動」という二つの志向で分類することができよう。

前者は、文化を、ある程度『そこにあるもの、行われているもの』として観察しうるものと捉える方向である。個々の障害者集団が育んできた、生活文化（規範、生活様式、生産物）のありようの総体ということができるだろう。特に、健常者中心文化から自律した、障害者の生や身体に適合的な生活文化に注目する立場とも言える。後者は、「新しい価値を創造したり、『文化』と見なされていなかったものを『文化』と読み替えることで、個人のアイデンティティや社会の主流文化に介入しようとするもの」である。そこには、「障害を肯定する価値観」や、石川が述べた「生の全体性」という概念も包含するものである*[8]。

これら各論は対立し合っているわけではない。それぞれの「障害文化」が主張された背景・文脈を考えることこそが重要であろう。「障害文化」の各論者は、障害者をめぐる何らかの現象や言説への批判、あるいは「障害学の視点」にかなう具体的提案を行うために、「障害文化」という概念を用いたのである。

3．障害文化論のメタメッセージと人権教育

ここでは2章を受けて、障害文化論が教育に対してもつ意義を述べていきたい。

3－1．障害文化論者の現状認識と「文化」の意義

障害者の「文化」を措定するような発想は従来なかったものである。障害文化論者はなぜこの新しい概

念を用いたのか。＜現状認識＞と、それに対して＜「障害文化」に注目する意義＞とを整理する。

現状１．健常者（特に医師・教師・福祉関係者ら）が「障害者はどうあるべきか」を知っているとされ、障害者は援助される受動的で無力な存在だと見られている。

＜意義＞障害を肯定する価値観にせよ、生活技法にせよ、障害当事者が主体的に、試行錯誤の末に獲得してきたものであり、与えられたものではない。「文化（ありよう）」に光を当てることは、障害当事者にとっては自分たちが築いてきたものに自信を持つことであり、健常者にとっては健常者中心文化の抑圧性に気づき相対化する契機となる。

現象２．健常者社会が、障害者の身体や生活様式に否定的な意味（スティグマ）を与え、障害者自身も否定的な自己像を内面化しがちであること。

＜意義＞ろう文化宣言が「自信と誇り」、自立生活運動は「障害の肯定」への道筋を示したように、「文化運動」は、障害者が内面化していた否定的なアイデンティティを肯定的なものに書き換える。

現象３．否定的な障害者観が「共生」「ノーマライゼーション」のかけ声の下で隠蔽されている。

＜意義＞杉野が障害者の「名のり」が抑圧される構造を描き、倉本が「差異派」障害文化運動を取り上げたのは、まさにこの現実を顕在化させるためであった。健常者側は口当たりのよい言葉で状況を定義づけるのではなく、抑圧的な「健常者中心主義」を意識化する必要があるのだ。

現象４．教育やメディアで障害者の「純粋さ」「前向きさ」が表象されることが多い。

＜意義＞健常者が自らにとって都合のいい像を障害者に押しつけることで現実の差別を隠蔽していることの意味を、「差異派」文化運動や石川の「生の断片化」批判は明らかにしている。

現象５．障害者集団を「文化を育むマイノリティ集団」と見る視点がなかった。

＜意義＞障害文化に注目することで、共通の身体的・社会的条件を持つ「ピア」な集団がもつ力を再評価することができる。障害文化論は、障害者が主体的に形成するコミュニティが障害者の身体と生に適合的な文化と肯定的なアイデンティティを育んでいることを示した。

相互に関連する現象を五点挙げたが、それらが共通して指摘するのは、「健常者の身体と生」に基準を置いた「健常者中心文化＝主流文化」がこの社会の価値観と生活を覆っており、障害者を生きづらくしている現状である。それに抵抗するのが、障害者が日々生きていくことそのものの中で形成してきた生活文化や価値観であり、それこそが健常者に「加害性の自覚を迫る」（倉本、1999）障害文化運動の中核なのである。

３－２　障害文化論が人権教育に提起するもの

障害に関する人権教育・啓発について一般的に言えることは、「障害者の大変さ」とそれが「本人の努力と周囲の援助」により解決される物語、あるいは「ある障害者の前向きな生き方、純粋さ」といった物語が多く、それによって生徒（学習者）個人の「障害者への差別意識」に訴える傾向や、障害者が「思いやりの大切さ」といった道徳律を喚起する材料とされる傾向が強い、ということだ。

このような実践が社会的障壁の問題を軽視しており、ステレオタイプの再生産でもあることは言うまでもないが、そこで健常者が一方的に「障害者のあり方」を規定していることは問題視されてこなかった。「前向き」な障害者像にひそんでいるのは、健常者の罪悪感の裏返しとして「良い像に描いてあげる」といわんばかりのパターナリズムである。だが、障害者による「価値の転換」をもたらした運動、あるいは障害文化運動に学ぶならば、健常者が障害者を表象することの問題性に気づくとともに、情緒的な罪悪感などもつ必要がないと気づくことにもなろう。

教育者が「善意」でもって障害者像を造形しようとする時 —— それは講演者として障害当事者を起用することを含め ——、自身の健常者中心主義的な価値観は自覚されていない。「健常者中心主義」はあまりに自明で頑強なので、たとえ実際に障害者と接しても、それを自覚化するのは難しい。だからこそ健常者は、障害者が経験の中で築いてきたもの総体、つまり「文化」—— 価値にしろ、障害者の生に適合的な生活文化であれ —— を学び、自らの障害者観を相対化し、社会の健常者中心性に気づいていく必要があるのだ。社会や世界を批判的に見る力を養い、それで見えてきた課題を具体的にどう変えていくかを考

えることが、人権教育・啓発の主要なリソースとなると筆者は考える。

教育において「障害者差別」が語られる時、外見や不能力を理由とするいじめ等をとりあげ、「差別しないようにしましょう」と情緒に訴えかけられることが多かった。*9) だが広範な社会的障壁の問題は、表面的な「バリアフリーチェック」等を除けば、さして取り上げられてこなかった。現実の「差別」事象を取り上げるにしても、それを産みだしている健常者中心主義的な価値への気づきがなければ、表層的な学習に終わるだろう。

「障害文化」の教育的示唆は、「障害者の文化」を知ることではない。障害者の経験や視点を経由して、あまりに自明で意識もされてこなかったこの社会の構成原理やあり方、つまりマジョリティ中心の「文化」のありようを変革することなのである。*10)「文化」(価値観) の変革は「権利」に魂を入れる作業 (長瀬、1996) なのだ。「人権教育のための国連十年」で言われるところの「人権文化」も、そのような視点から捉え返すことができないだろうか。

イギリス障害学の論者バーンズは、障害文化は「社会が障害者を無力化する過程を暴露」するものであり、それ自体が教育的 (educative) だと述べて、パウロ・フレイレの思想にも言及している (Barnes et al., 1999:192)。教育は主流文化の再生産を担う性質をもつが、現実に介入する契機も持ちうるものだ。障害文化論は、「平等」「共生」あるいは「ノーマライゼーション」といったのっぺりとした概念では導きだせない、「現実のありようや価値」を意識化していくためのヒントを提供しており、それ自体が「教育的」と言えるのである。

3－3 障害者問題を扱う人権教育・啓発の検証軸

一つのまとめとして、障害者に関わる人権教育・啓発を批判あるいは構想するための検証軸を、あくまでも試みにではあるが、挙げてみる。

①問題設定が「障害の個人モデル」あるいは「医療モデル」ではないか。

障害者の「前向きな生き方」や「努力」、「周囲の人の援助」をもって問題を解決するような描き方をして、社会の問題を忘却していないか。「医療」を扱うならばそれを相対化する視点があるか。

②健常者に都合のよい「障害者」像を描いていないか。

たとえ「受け身」な描き方を避けても、あるいは「いかにも前向き」を避けて「自然な」像を描こうとしても、どう描いてもステレオタイプに落としこまれる危険はある。それを回避しようとしているか。

③この社会の隅々を覆っている「健常者中心主義」に気づく契機が組み込まれているか。

例えば、身辺自立や賃金労働に価値をおく「自立」観が健常者を前提にしたもので、障害者に抑圧的であること。障害児者とその家族のスティグマ化。障害者の生活スタイルやマナーが「逸脱」視され、当事者を生きづらくしていること。何かの達成を「健常者に近づいた」ことでもって賞賛すること等への問題意識があるか。

④ (③と表裏だが) 障害者運動が築いてきた新しい価値を学ぼうとしているか。

例えば新しい「自立」観、労働観。家族観の相対化。少数言語としてのろう者の手話。「障害の社会モデル」。「障害をもつこと」と「不幸」を結びつけることを否定する一連の考え方。あるいは、障害者の身体と生をありのまま肯定する志向 (健常者側が描く「立派な障害者像」と、当事者の「肯定的自己像」とは完全な別物である) を学ぶ契機が含まれるか。

⑤多様な障害当事者の生とリアリティを尊重しているか (インペアメントの種類や程度だけでなく、生活環境や意見はもちろん、性別・年齢・性的志向・エスニシティなどを含めて)。一枚岩化していないか。ある当事者の語りが他の当事者に抑圧的に作用することがないか。チェック機能があるか。

上記の検証軸は、「何々差別」という枠組みでは、あるいは「平等」「共生」といった概念では見えてこないような、現実を批判的に捉え代替案を提案するためのヒントを含んでいると考える。その点で、障害者以外のマイノリティに関わる人権教育や多文化教育にも、示唆を提供しているといえるだろう。

おわりに

分け隔てられ、ひとまとめにされて、慈善の名のもとに私たちは売られていく。
罪の意識と同情とをかきたてて、それが人々の心に届いていく。
私たちの声は、なきものにされる。
イメージを壊さないように。
支援者を頼っているというイメージを壊さないように。(Michelin　Mason, "From the Inside")

これはイギリスにおける「障害芸術運動」の流れの中で登場した障害当事者の詩人メイソンの詩の一節である（Barnes et al.、1999:194)。障害当事者の表象と課題設定に当事者の声が反映されていない点では、日本とイギリスの事情は酷似している。障害当事者の声が「なきもの」にされているのはなぜなのか。そこに向き合うことなく、障害者問題の教育・啓発を続けることは、障害者を無力化する構造を正当化し、健常者中心主義を永続化させることを意味するだろう。

当事者の視点を欠いたまま、マジョリティ側が自らを相対化することなく人権教育課題を規定するなら、それは差別解消からもエンパワメントからも遠いものになる。障害文化論は、当事者の視点<障害学>と、当事者の問題解決をめざす教育実践<人権教育>を架橋する可能性と方法を示しているのだ。

<注>

1）これには、障害者が社会的に隔離されてきた歴史が長く、障害者と深く接する経験をもたない者が、教育者や研究者を含め多数であり続けていること、障害者に関わることは「福祉」という枠に押し込められがちであったこと、当事者運動の側も「日々の生活（介助保障)」「移動の権利」といったより差し迫った問題の解決に力を注がざるをえないこと等、さまざまな要因が考えられるが、本稿ではこれ以上触れない。

2）特にイギリスがそうであるが、障害学（Disability　Studies)」では「障害」という日本語に相当する言葉を、インペアメント（身体の損傷）とディスアビリティ（社会的障壁が障害者を無力化していること）に分割して用いている。後者を探求するのが障害学の柱である。

3）実際には「障害文化」の他、「障害の文化」「障害者文化」といった呼び方もあるが、名称による内容の相違は認められない。本稿では便宜的に包括して「障害文化」「障害文化論」と呼ぶ。

4）障害学やろう学（Deaf　studies）は、ポストコロニアリズムの学問とも捉えられる。

5）むろん「名づけ」「名づけへの反作用」「名のり」はあくまでも局面であって実体ではない。実際の認識は複合的・流動的なものである。

6）「障がい」という表記は、ましこ自身の表記に倣った（ましこ、1998)。

7）ここでは差異派の意図を明らかにするためにこのような表現をとっているが、平等派と差異派は必ずしも対立するものではない（石川、1999b；姜、2001)。「差異への権利」を含めた権利概念の拡張による、両者を包含したかたちでの人権概念も模索されている。

8）しかし、ありようについて語ること自体が「文化運動」的な意味を持ちうるので、両者の境は曖昧である。一つの主張を別の局面から見たものともいえる。

9）なお、「差別」という用語で障害者の問題を切り出すのは困難を伴うものだ。例えば、（筆者の実感として）「結婚差別」は非常に多く、これは優生思想や家父長制と深く結びついているが、一方で恋愛や性から隔てられている障害者が多い。これら全体状況をふまえ、かつ、障害者がつくりかえてきた価値（結婚や性の脱特権化も含め）から学ばなければ、この問題は語れない。就労にしても、「雇用環境整備、意識改革」と「労働の価値の相対化」を同時に語る必要がある。

10）ここで、人権教育の隣接概念である「多文化教育」を想起するのは有効であろう。在日韓国・朝鮮人教育実践をふまえて多文化教育を捉える中島智子の「文化」観は、障害文化論と近いものだ。中島によると、多文化教育の目的は「多くの文化」を理解することではない。「文化」は外在化されたエキゾチックな、「学ぶ対象」でもない。むしろ自身が生きる社会のシステムに内在する「主流文化」を意識し、自覚し、相対化することが求められると中島は語っている（中島、1997)。

＜参考文献＞

安積純子、立岩真也他編 1990『生の技法 －家と施設を出て暮らす障害者の社会学』 藤原書店
石川准・長瀬修編 1999『障害学への招待 －社会、文化、ディスアビリティ』 明石書店
石川准 1999「障害、テクノロジー、アイデンティティ」「あとがき」 石川・長瀬編 『障害学への招待』 明石書店、41-78頁、313-317頁
石川准 2000a「ディスアビリティの政治学」 『社会学評論』 vol.50-4, 154-602頁
石川准 2000b「平等派でもなく差異派でもなく」 倉本・長瀬編 『障害学を語る』 エンパワメント研究所、28-42頁
石川准・倉本智明編 2002『障害学の主張』 明石書店
岩隈美穂 1998「異文化コミュニケーション、マスコミュニケーション、そして障がい者」 『現代思想・身体障害者特集』vol.26-2 青土社、192-203頁
岡原正幸・立岩真也 1990「自立の技法」 安積・立岩他『生の技法』 藤原書店、147-164頁
金澤貴之 1998「聾文化の社会的構成」 『解放社会学研究』 vol.12,43-562頁
姜博久 2001 「障害者運動と障害学」 大阪人権博物館編 『障害学の現在 －リバティセミナー講演集』 大阪人権博物館、111-140頁
木村晴美・市田泰広 1995「ろう文化宣言 言語的少数者としてのろう者」 『現代思想』vol.23-3,青土社、363-392頁
倉本智明 1998「障害者文化と障害者身体 －盲文化を中心に」 『解放社会学研究』vol.12,31-42頁
倉本智明 1999「異形のパラドックス」 石川・長瀬編『障害学への招待』 明石書店、219-255頁
倉本智明 2000「障害学と文化の視点」 倉本・長瀬編『障害学を語る』 エンパワメント研究所、90-119頁
倉本智明 2002「身体というジレンマ －障害者問題の政治化はいかにして可能か」 好井裕明・山田富秋編『実践のフィールドワーク』 せりか書房
現代思想編集部編 1996『総特集・ろう文化』 『現代思想』 vol.24-5 青土社
杉野昭博 1997「『障害の文化』と『共生』の課題」 青木保他編 『岩波講座文化人類学 第８巻 異文化との共存』 岩波書店、247-274頁
Nagase, Osamu 1995 " Difference, Equality and Disabled People: Disability Rights and Disability Culture"
長瀬修 1996「障害者の権利と障害者の文化――オランダ便り・ 6（最終回）」 『福祉労働』No,70
長瀬修 1998「障害の文化、障害のコミュニティ」 『現代思想・身体障害者特集』vol.26-2 青土社、204-215頁
中島智子 1997「『文化』『人権』における『ことば主義』と『こころ主義』」 『人権教育』vol.1 明治図書、25-30頁
Barnes et al. 1999 "Exploring Disability" Polity Press（杉野昭博・山下幸子・松波めぐみ訳で『ディスアビリティ・スタディーズ －イギリス障害学概論』（仮）として、2003年に明石書店より邦訳刊行予定。）
ましこ・ひでのり 1998「障がい者文化の社会学的意味」 『解放社会学研究』vol.12、6-30頁
Morris, J 1991 Pride Against Prejudice, Women's Press
山田富秋 1998 「『障害の文化』の論争点」 『解放社会学研究』vol.12、3-5頁。

Educational Significance of "Disability Culture": Linking Disabled People's Perspective to Human Rights Education

MATSUNAMI Megumi

This paper explores the possibility of linking disabled people's perspective to human rights education by focusing on the concept of "Disability Culture" in the context of Disability Studies. It attempts to examine the validity of educational practices concerning disabled people's issues.

A series of discussion of the "Disability Culture" has evolved stimulated by some outstanding social action of disabled people themselves such as Deaf Culture Movement and Independent Living Movement. It has tried to revaluate the set of values and lived culture which different types of disabled people have developed over years and, at the same time, to criticize the way in which the culture of ableism has continued to oppress the disabled people's lives. Therefore, the advocates of "Disability Culture" emphasize the importance of relativizing the dominant culture, which, I believe, is often overlooked when the disabled people's issues are dealt with in human rights education. The author believes that "Disability Culture" itself is educative because it can provide the clue to transform our dominant culture.

The axes of inquiry are as follows: whether 1)it adopts the "social model of disability"; 2)it avoids skewed imagery of disabled people; 3)it includes the moment to awake people to the dominance of ableism; 4)it reflects alternative values of disabled people; 5)it respects diverse lives and reality of disabled people.